平成２３年（フ）第１３２３号
神戸市須磨区西落合４丁目１番246―504号
債務者　加藤　　聰
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７８号
神戸市長田区重池町１丁目９番５―554号
債務者　森下　稔之
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９８号
神戸市中央区港島中町２丁目１番地の11　アルス神戸ポートアイランド1204号
債務者　森山　直子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９号
広島県福山市大門町野々浜345番地１
債務者　森田　美佳
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１８号
青森県弘前市大字鳥井野字宮本26番地１
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３０５４号
愛知県小牧市小木２丁目165番地
債務者　塩田　順治
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０５５号
愛知県小牧市小木２丁目165番地
債務者　塩田　絹子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８８号
北九州市八幡西区藤田１丁目７番13号
債務者　大野　義江（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木760番地２
債務者　田﨑　博子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１２号
北九州市小倉南区下城野１丁目16番21号
債務者　山口　久代
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２２号
北九州市小倉南区日の出町１丁目７番３号
債務者　小関　正幸
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３８号
北九州市小倉南区東水町４番８号
債務者　猪柘サヨ子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６３号
北九州市小倉北区上富野２丁目２番12―403号
債務者　戸川　美香
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９４号
青森県八戸市大字十六日町47番地　柴田住宅２号
債務者　軽米志保子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
青森県八戸市江陽１丁目28番19号　カトレヤハイツ７号
債務者　荒沢ヤヨイ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
青森県五所川原市大字漆川字袖掛62―３コーポ柴田１―５号室、住民票上の住所青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ケ沼193番地
債務者　白戸　光明
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
青森県青森市浪岡大字五本松字岡本７番地
債務者　工藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１号
青森県弘前市大字植田町57番地１　ヴィラロットⅡ―101号
債務者　水木　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
青森地方裁判所弘前支部